

平成27年度奈良市水道事業会計  
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成27年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成27年度奈良市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 水道事業費用	8,197,000千円	14,612千円	8,211,612千円
第1項 営業費用	7,456,564千円	14,612千円	7,471,176千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	1,702,566千円	14,612千円	1,717,178千円

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

## 附 属 書 類

1. 平成27年度 奈良市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
2. 平成27年度 奈良市水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書（第1号）
3. 平成27年度 奈良市水道事業給与費明細書（第1号）
4. 平成27年度 奈良市水道事業補正予定貸借対照表（第1号）
5. 平成27年度 奈良市水道事業会計補正予算（第1号）参考書

平成27年度奈良市水道事業会計  
補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出  
支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 水道事業費用			8,197,000	14,612	8,211,612	
	1. 営業費用		7,456,564	14,612	7,471,176	
		7. 総係費	784,265	14,612	798,877	

平成 27 年度奈良市水道事業予定  
 キャッシュ・フロー計算書（第 1 号）  
 （平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（△は純損失）	713,878
減価償却費	2,651,996
引当金の増減額（△は減少）	50,222
長期前受金戻入額	△ 1,136,600
受取利息	△ 1,760
支払利息	255,508
ダム負担金利息	150,596
固定資産除却損	60,660
未収金の増減額（△は増加）	△ 254
前払金の増減額（△は増加）	26,130
未払金の増減額（△は減少）	△ 70,574
未払消費税等の増減額（△は減少）	△ 144,889
その他流動資産の増減額（△は増加）	△ 10
小計	2,554,903
利息の受取額	1,760
利息の支払額	△ 406,104
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,150,559
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 2,609,902
負担金による収入	479,182
分担金による収入	278,317
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,852,403
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	750,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 898,625
長期割賦金の償還による支出	△ 564,513
他会計貸付金償還による収入	20,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 693,138
資金減少額	394,982
資金期首残高	2,798,618
資金期末残高	2,403,636

平成27年度奈良市水道事業給与費明細書（第1号）

1. 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				合 計		
	特 別 職	一 般 職	給 料	手 当	報 酬	計			
補 正 後	損益勘定支弁職員	1	128〔22〕	609,561	665,687		1,275,248	203,738	1,478,986
	資本勘定支弁職員		29	106,425	93,318		199,743	38,449	238,192
	合 計	1	157〔22〕	715,986	759,005		1,474,991	242,187	1,717,178
補 正 前	損益勘定支弁職員	1	144〔24〕	620,264	661,965		1,282,229	208,924	1,491,153
	資本勘定支弁職員		28	95,722	82,428		178,150	33,263	211,413
	合 計	1	172〔24〕	715,986	744,393		1,460,379	242,187	1,702,566
比 較	損益勘定支弁職員		△16〔△2〕	△10,703	3,722		△6,981	△5,186	△12,167
	資本勘定支弁職員		1	10,703	10,890		21,593	5,186	26,779
	合 計		△15〔△2〕	0	14,612		14,612	0	14,612

〔 〕内は再任用短時間勤務職員の外数

(単位：千円)

区分	初任給	管理職	扶養	地域	住居	通勤	特殊勤務	時間外勤務	期末	勤勉	管理職員特別勤務	特例一時金	児童	退職給付費
補正後		30,636	23,775	78,159	14,809	25,606	2,300	60,861	191,880	111,909	900		15,375	202,795
補正前		29,611	24,800	78,159	14,809	25,606	2,300	60,861	191,880	111,909	900		15,375	188,183
比較		1,025	△1,025	0	0	0	0	0	0	0	0		0	14,612

手当の内訳

(単位：千円)

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	0			
手当	14,612	給与改定に伴う増減分		
		早期退職者増に伴う増加分	退職給付費	14,612
		その他の増減分		

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	一 般 職
平均給料月額 (円)	317,835
平均給与月額 (円)	424,844
平均年齢 (歳)	41.7
平均給料月額 (円)	320,634
平均給与月額 (円)	423,084
平均年齢 (歳)	41.5

(2) 初任給

区 分	一 般 職 (円)	一般会計の制度 (円)
高校卒	146,500	同 左
短大卒	157,700	
大学卒	180,800	

(3) 級別職員数 [ ] は再任用短時間勤務職員の職員数及び構成比 (単位：人・%)

区 分	一 般 職		
	級	職 員 数	構 成 比
平成27年10月1日現在	1	6	3.8
	2	36	22.8
	3	13 〔 19〕	8.3 〔100.0〕
	4	24	15.3
	5	41	26.1
	6	18	11.5
	7	7	4.5
	8	10	6.4
	9	2	1.3
	10		
	計	157 〔 19〕	100.0 〔100.0〕
平成27年1月1日現在	1	14	8.3
	2	42	24.9
	3	7 〔20〕	4.1 〔100.0〕
	4	24	14.2
	5	46	27.2
	6	17	10.1
	7	6	3.5
	8	11	6.5
	9	2	1.2
	10		
	計	169 〔 20〕	100.0 〔100.0〕

(級別の標準的な職務内容)										
区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	事務職員 技術職員	主 事	主務補	主 務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

(4) 昇給

区 分		一 般 職		
補 正 後	職 員 数	(A) (人)	1 5 7	
	昇給に係る職員数	(B) (人)	1 4 2	
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)	
		2号給	(人)	
		3号給	(人)	7
4号給		(人)	1 3 5	
比 率 (B) / (A)	(%)	9 0 . 4		
補 正 前	職 員 数	(A) (人)	1 7 2	
	昇給に係る職員数	(B) (人)	1 5 6	
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)	
		2号給	(人)	
		3号給	(人)	2
4号給		(人)	1 5 4	
比 率 (B) / (A)	(%)	9 0 . 7		

(5) 特殊勤務手当

区	分	一 般 職
給料総額に対する比率	(%)	0.16
支給対象職員の比率(平成27年10月1日現在)	(%)	45.86
代表的な特殊勤務手当の名称		現場処理作業手当、有害物等取扱業務手当

(6) 期末手当・勤勉手当

区	分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
		6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後		1.975 〔1.00〕	2.125 〔1.15〕	4.10 〔2.15〕	有	
補 正 前		1.975 〔1.00〕	2.125 〔1.15〕	4.10 〔2.15〕	有	
一般会計の制度		1.975 〔1.00〕	2.125 〔1.15〕	4.10 〔2.15〕	有	

〔 〕は再任用短時間勤務職員の支給率

(7) 定年退職及び勤奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	同 じ					

(8) その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同 じ	
地域手当	同 じ	
住居手当	同 じ	
通勤手当	同 じ	

# 平成27年度奈良市水道事業予定貸借対照表（第1号）

（平成28年3月31日）

（単位：千円）

		資 産 の 部	
1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ	土 地		4,055,453
ロ	建 物	4,145,148	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,756,565</u>	2,388,583
ハ	構 築 物	76,605,768	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 38,152,093</u>	38,453,675
ニ	機 械 及 び 装 置	16,996,522	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 11,989,027</u>	5,007,495
ホ	車 両 運 搬 具	92,328	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 79,438</u>	12,890
ヘ	器 具 備 品	151,274	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 113,027</u>	38,247
ト	建 設 仮 勘 定		826,280
	有 形 固 定 資 産 合 計		<u>50,782,623</u>
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ	ダ ム 使 用 権		21,191,267
ロ	そ の 他 無 形 固 定 資 産		<u>1,431,202</u>
	無 形 固 定 資 産 合 計		22,622,469
(3) 投 資			
イ	出 資 金		3,175
ロ	長 期 貸 付 金		<u>20,000</u>
	投 資 合 計		<u>23,175</u>
	固 定 資 産 合 計		<u>73,428,267</u>
2. 流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		2,403,636
(2)	未 収 金	752,558	
	貸 倒 引 当 金	<u>△ 48,058</u>	704,500
(3)	貯 蔵 品		18,616
(4)	そ の 他 流 動 資 産		<u>1,187</u>
	流 動 資 産 合 計		<u>3,127,939</u>
	資 産 合 計		<u><u>76,556,206</u></u>

負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	11,985,511		
企業債合計		11,985,511	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	1,362,021		
引当金合計		1,362,021	
(3) 長期未払割賦金		3,251,205	
固定負債合計			16,598,737
4. 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	843,002		
企業債合計		843,002	
(2) ダム割賦負担金		584,641	
(3) 未払金		120,370	
(4) 前受金		16,374	
(5) 引当金			
イ 賞与引当金	112,912		
引当金合計		112,912	
(6) 預り金		411,757	
流動負債合計			2,089,056
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金	45,262,517		
(2) 収益化累計額	△ 18,362,308	26,900,209	
繰延収益合計			26,900,209
負債合計			45,588,002

資 本 の 部

6. 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	11,178,246	
資 本 金 合 計	<u>11,178,246</u>	11,178,246
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	1,355,953	
ロ 諸 補 助 金	83,368	
ハ 分 担 金	5,401,638	
ニ 負 担 金 其 他 諸 収 入	11,735,978	
資 本 剰 余 金 合 計	<u>18,576,937</u>	18,576,937
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 水 道 老 朽 施 設 更 新 積 立 金	300,000	
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	913,021	
利 益 剰 余 金 合 計	<u>1,213,021</u>	1,213,021
剰 余 金 合 計	<u>19,789,958</u>	19,789,958
資 本 合 計		<u>30,968,204</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>76,556,206</u></u>

平成27年度奈良市水道事業会計  
補正予算（第1号）参考書

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1. 水道事業 費用				8,197,000	14,612	8,211,612		
	1. 営業費用			7,456,564	14,612	7,471,176		
		7. 総係費			784,265	14,612	798,877	
			(8)退職給付費			188,183	14,612	202,795

平成27年度奈良市月ヶ瀬簡易水道  
事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成27年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成27年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 簡易水道事業費用	172,700千円	110千円	172,810千円
第1項 営業費用	164,013千円	110千円	164,123千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	9,825千円	110千円	9,935千円

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

## 附 属 書 類

1. 平成27年度 奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
2. 平成27年度 奈良市月ヶ瀬簡易水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書（第1号）
3. 平成27年度 奈良市月ヶ瀬簡易水道事業給与費明細書（第1号）
4. 平成27年度 奈良市月ヶ瀬簡易水道事業補正予定貸借対照表（第1号）
5. 平成27年度 奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算（第1号）参考書

平成27年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計  
補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出  
支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 簡易水道 事業費用			172,700	110	172,810	
	1. 営業費用		164,013	110	164,123	
		7. 総係費	10,079	110	10,189	

平成27年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業  
 予定キャッシュ・フロー計算書（第1号）

（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	△ 4,038
減価償却費	119,997
引当金の増減額（△は減少）	36
長期前受金戻入額	△ 107,804
支払利息	6,393
未払金の増減額（△は減少）	△ 327
未払消費税等の増減額（△は減少）	220
前受金の増減額（△は減少）	<u>△ 10</u>
小計	14,467
利息の支払額	<u>△ 6,393</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	8,074

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 4,789
負担金による収入	17,028
分担金による収入	<u>190</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,429

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 17,359</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 15,159

資金増加額	5,344
資金期首残高	<u>27,806</u>
資金期末残高	33,150

平成27年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業給与費明細書（第1号）

1. 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				合 計
	特 別 職	一 般 職	給 料	手 当	報 酬	計	
補 正 後	損益勘定支弁職員	1	4,539	3,676		8,215	9,935
	資本勘定支弁職員						
	合 計	1	4,539	3,676		8,215	9,935
補 正 前	損益勘定支弁職員	1	4,539	3,676		8,215	9,825
	資本勘定支弁職員						
	合 計	1	4,539	3,676		8,215	9,825
比 較	損益勘定支弁職員		0	0		0	110
	資本勘定支弁職員						
	合 計		0	0		0	110

[ ] 内は再任用短時間勤務職員の外数

(単位：千円)

手当の内訳		区分	初任給	管理職	扶養	地域	住居	通勤	特殊勤務	時間外勤務	期末	勤勉	管理職員特別勤務	特例一時金	児童	退職給付費
	補正後			0	330	497	0	126	0	655	1,296	772	0		0	
	補正前			0	330	497	0	126	0	655	1,296	772	0		0	
	比較			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	0			
手 当	0			

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	一 般 職
平均給料月額 (円)	378,182
平均給与月額 (円)	487,227
平均年齢 (歳)	47.9
平均給料月額 (円)	378,182
平均給与月額 (円)	461,289
平均年齢 (歳)	47.0

(2) 初任給

区 分	一 般 職 (円)	一般会計の制度 (円)
高校卒	146,500	同左
短大卒	157,700	
大学卒	180,800	

(3) 級別職員数 [ ] は再任用短時間勤務職員の職員数及び構成比 (単位：人・%)

区 分	職 員 数			職 構 成 比
	級	一 般	職	
平成 27 年 10 月 1 日 現在	1			
	2			
	3			
	4			
	5	1		100.0
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	計	1		100.0
平成 27 年 1 月 1 日 現在	1			
	2			
	3			
	4			
	5	1		100.0
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	計	1		100.0

(級別の標準的な職務内容)										
区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	事務職員 技術職員	主 事	主務補	主 務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

(4) 昇給

区 分		一 般 職				
補 正 後	職 員 数	(A)	(人)		1	
	昇給に係る職員数	(B)	(人)		1	
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)			
		2号給	(人)			
		3号給	(人)			
4号給		(人)			1	
比 率 (B) / (A)	(%)			100		
補 正 前	職 員 数	(A)	(人)		1	
	昇給に係る職員数	(B)	(人)		1	
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)			
		2号給	(人)			
		3号給	(人)			
4号給		(人)			1	
比 率 (B) / (A)	(%)			100		

(5) 特殊勤務手当

区	分	一 般 職
給料総額に対する比率	(%)	0.00
支給対象職員の比率(平成27年10月1日現在)	(%)	0.00
代表的な特殊勤務手当の名称		現場処理作業手当

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	1.975 〔1.00〕	2.125 〔1.15〕	4.10 〔2.15〕	有	
補 正 前	1.975 〔1.00〕	2.125 〔1.15〕	4.10 〔2.15〕	有	
一般会計の制度	1.975 〔1.00〕	2.125 〔1.15〕	4.10 〔2.15〕	有	

〔 〕は再任用短時間勤務職員の支給率

(7) 定年退職及び勤奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	同 じ					

(8) その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同 じ	
地域手当	同 じ	
住居手当	同 じ	
通勤手当	同 じ	

平成27年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業予定貸借対照表（第1号）

（平成28年3月31日）

（単位：千円）

資 産 の 部		
1. 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
イ 土 地		6,304
ロ 建 物	57,446	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 16,611</u>	40,835
ハ 構 築 物	1,070,234	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 335,679</u>	734,555
ニ 機 械 及 び 装 置	737,555	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 575,609</u>	<u>161,946</u>
有 形 固 定 資 産 合 計		943,640
(2) 無 形 固 定 資 産		
イ 水 利 権		<u>73,165</u>
無 形 固 定 資 産 合 計		<u>73,165</u>
固 定 資 産 合 計		<u>1,016,805</u>
2. 流 動 資 産		
(1) 現 金 預 金		33,150
(2) 未 収 金		2,812
(3) 貯 蔵 品		918
流 動 資 産 合 計		<u>36,880</u>
資 産 合 計		<u><u>1,053,685</u></u>

負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>302,808</u>		
企業債合計		<u>302,808</u>	
固定負債合計			302,808
4. 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>18,361</u>		
企業債合計		18,361	
(2) 未払金		8,020	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	<u>773</u>		
引当金合計		773	
(4) 預り金		<u>2,304</u>	
流動負債合計			29,458
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金	1,635,076		
収益化累計額	<u>△ 884,908</u>	<u>750,168</u>	
繰延収益合計			<u>750,168</u>
負債合計			<u>1,082,434</u>

資 本 の 部

6. 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	<u>32</u>	
資 本 金 合 計		32
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 諸 補 助 金	3,359	
ロ 負 担 金 そ の 他 諸 収 入	<u>930</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		4,289
(2) 欠 損 金		
イ 当 年 度 未 処 分 欠 損 金	<u>33,070</u>	
欠 損 金 合 計		<u>33,070</u>
剰 余 金 合 計		<u>△ 28,781</u>
資 本 合 計		<u>△ 28,749</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>1,053,685</u></u>

平成27年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計  
補正予算（第1号）参考書

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1. 簡易水道 事業費用				172,700	110	172,810		
	1. 営業費用			164,013	110	164,123		
		7. 総 係 費			10,079	110	10,189	
			(6)法定福利費			1,491	110	1,601

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のように制定しようとする。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用に係る事務)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務並びに市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限

度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機 関	事 務
1 市長	奈良市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第3号）による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

2 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）による市営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）の適用を受けるものを除く。次表において同じ。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）による改良住宅等（住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）の適用を受けるものを除く。次表において同じ。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）によるコミュニティ住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第4号）によるひとり親家庭等の配偶者のない者及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号）による心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	精神障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	在宅の要介護者に対する紙おむつ等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	児童又は生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
12 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）による児童又は生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機 関	事 務	特定個人情報
1 市長	奈良市子ども医療費の助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

		又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の配偶者のない者及び児童に対する医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例による心身障害者に対する医療費の助成に関する情報（以下「心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	奈良市営住宅条例による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律

		第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの
4 市長	奈良市改良住宅条例による改良住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	奈良市コミュニティ住宅条例によるコミュニティ住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の配偶者のない者及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例による心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

	もの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	精神障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		奈良市子ども医療費の助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
10 市長	在宅の要介護者に対する紙おむつ等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
11 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	児童又は生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	学校教育法による児童又は生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に係る規定を定めようとするものである。

## 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等 に関する条例の一部改正について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する  
条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年奈良市条例  
第34号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金	(1) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	(2) 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	(3) 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（	0.88

	以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。)若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	
	(4) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
	(5) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75
	(6) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89
2 障害補償年金	(1) 障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	(2) 障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83
	(3) 障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
	(4) 旧船員保険法による障害年金	0.74
	(5) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	(6) 旧国民年金法による障害年金	0.89
3 遺族補償年金	(1) 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下単に「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規	0.80

	定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	
(2)	遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0. 8 4
(3)	遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0. 8 8
(4)	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0. 8 0
(5)	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0. 8 0
(6)	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0. 9 0

附則第5条第2項の表を次のように改める。

1	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0. 7 3
2	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0. 8 6
3	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0. 8 8
4	旧船員保険法による障害年金	0. 7 5
5	旧厚生年金保険法による障害年金	0. 7 5
6	旧国民年金法による障害年金	0. 8 9

#### 附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例附則第5条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読

み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に、この条例による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

（提案理由）

被用者年金制度の一元化に伴い、公務災害補償制度による給付と他の法律による給付との調整に係る規定の整備を行おうとするものである。

## 奈良市税条例の一部改正について

奈良市税条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の5条を加える。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第5条の2 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）をする期間内又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この節において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月。以下この節において同じ。）ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該

分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第5条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該徴収の猶予を受けようとする金額
- (4) 当該徴収の猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 当該徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その期間が3

月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
  - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
  - (2) 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
  - (3) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間
  - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。  
(職権による換価の猶予の手續等)

第5条の4 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

- 2 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
  - (1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第5条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第5条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第5条の3第1項第6号に掲げる事項

(2) 第5条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第5条の6 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第6条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」

に、「行なう」を「行う」に改める。

第7条第2項中「行なう」を「行う」に改める。

第13条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）第5条の2、第5条の3及び第5条の6（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「平成28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される平成28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第5条の4及び第5条の6（平成28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた平成28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第5条の5及び第5条の6（平成28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、市税における猶予制度の見直し等所要の改正を行おうとするものである。

## 奈良市立こども園設置条例等の一部改正について

奈良市立こども園設置条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立こども園設置条例等の一部を改正する条例

(奈良市立こども園設置条例の一部改正)

第1条 奈良市立こども園設置条例(平成26年奈良市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

奈良市立布目こども園	奈良市邑地町40番地	60人
奈良市立柳生こども園	奈良市柳生下町156番地	50人

(奈良市立保育所設置条例の一部改正)

第2条 奈良市立保育所設置条例(平成17年奈良市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条の表布目保育園の項及び柳生保育園の項を削る。

(奈良市立学校設置条例の一部改正)

第3条 奈良市立学校設置条例(昭和39年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の表幼稚園の部奈良市立大柳生幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

奈良市幼保再編基本計画及び実施計画に基づく幼稚園及び保育所の再編に伴い、関係条例を整理しようとするものである。

## 奈良市立診療所設置条例及び奈良市立診療所諸料金 条例の一部改正について

奈良市立診療所設置条例及び奈良市立診療所諸料金条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立診療所設置条例及び奈良市立診療所諸料金条例の一部を改正する条例  
(奈良市立診療所設置条例の一部改正)

第1条 奈良市立診療所設置条例(昭和24年奈良市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条の表に次のように加える。

奈良市立興東診療所	奈良市大柳生町4, 254番地
-----------	-----------------

第4条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 火曜日、水曜日及び金曜日(奈良市立興東診療所に限る。)

別表に次のように加える。

奈良市立興東診療所	午後1時30分から午後4時まで
-----------	-----------------

(奈良市立診療所諸料金条例の一部改正)

第2条 奈良市立診療所諸料金条例(昭和24年奈良市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第2号中「及び奈良市立都祁診療所」を「、奈良市立都祁診療所及び奈良市立興東診療所」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(提案理由)

興東診療所の開設に伴い、同診療所に係る規定を追加しようとするものである。

## 奈良市農林漁業体験実習館条例の一部改正について

奈良市農林漁業体験実習館条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市農林漁業体験実習館条例の一部を改正する条例

奈良市農林漁業体験実習館条例（平成17年奈良市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「茶等の消費宣伝及び高齢者の加工技術を生かす場を提供する」を「地域の活性化及び交流人口の拡大に資する」に改める。

第4条の2及び第5条を次のように改める。

（開館時間及び休館日）

第4条の2 体験実習館の開館時間（RVパークにあっては、利用時間。次項において同じ。）及び休館日は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、体験実習館の開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

（利用の方法）

第5条 体験実習館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認に際し、体験実習館の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

3 第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、体験実習館の利用が終わったときは、施設等を原状に回復しなければならない。

第5条の次に次の2条を加える。

（利用の不承認）

第5条の2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。

(利用承認の変更等)

第5条の3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、体験実習館の利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により承認を受けたとき。
- (3) 災害その他不可抗力による理由により利用ができなくなったとき、又は利用することが不相当と認められるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、公益上又は管理上指定管理者が特に必要と認めたととき。

2 前項の規定により利用の条件の変更若しくは利用の停止又は利用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市及び指定管理者は、賠償の責めを負わない。

第6条第2項中「1日につき8,000円を超えない」を「別表第2に定める額の」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(利用料金の減免)

第6条の2 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第6条の3 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第7条第1号及び第9条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1 (第4条の2関係)

施設名	開館時間 (利用時間)	休館日
食品加工実習室	午前8時30分から午後5時15分まで	木曜日及び12月29日から翌年1月3日まで

和室	午前8時30分から午後5時15分まで	木曜日及び12月29日から翌年1月3日まで
R Vパーク	午後1時から翌日の午前10時まで (連続して2泊以上利用する場合は、利用を始める日の午後1時から利用を終える日の午前10時まで)	—

別表第2（第6条関係）

施設名	利用料金
食品加工実習室	1日につき 8,000円
和室	1日につき 8,000円
R Vパーク	1台1泊につき 2,500円

附 則

この条例は、平成28年2月1日から施行する。ただし、第4条の2及び第5条の改正規定（第4条の2第1項に係る部分を除く。）、第5条の次に2条を加える改正規定、第6条の次に2条を加える改正規定並びに第7条第1号及び第9条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

農林漁業体験実習館にR Vパーク（車中泊用駐車場）を設置することに伴う所要の改正を行うほか、利用料金の減免等に係る規定の整備を行おうとするものである。

## 奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

奈良市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年奈良市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

<p>1 傷病補償年金（第 1 8 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 3 号。以下この表及び次項の表において「平成 2 4 年一元化法」という。）附則第 4 1 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 2 4 年一元化法附則第 6 5 条第 1 項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号）による障害基礎年金（同法第 3 0 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第 5 項の表において「障害基礎年金」という。）</p>	<p>0. 7 3</p>
<p>2 傷病補償年金（第 1 8 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0. 8 2 （第 1 級又は第 2 級の傷病等級に該当する障害に係る</p>

		傷病補償年金にあつては、0.81)
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82 （第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81）
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	0.80
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

害に係るもの に限る。)		
-----------------	--	--

附則第5条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(1) 障害厚生年金等	0.86
	(2) 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 障害厚生年金等	0.91 （第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90）
	(2) 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92 （第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷

		病補償年金にあつては、0.91)
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(1) 障害厚生年金等	0.83
	(2) 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 障害厚生年金等	0.89 （第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88）
	(2) 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92 （第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91）
5 遺族補償年金（第18条の2に規定す	(1) 遺族厚生年金等	0.84
	(2) 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定	0.88

る公務上の災害に係るものを除く。)	する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 遺族厚生年金等	0.89
	(2) 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.92

附則第5条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の2が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷

		病補償年金にあつては、0.82)
	(2) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)
	(3) 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92)
3 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	(1) 旧船員保険法による障害年金	0.74
	(2) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	(3) 旧国民年金法による障害年金	0.89
4 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災	(1) 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当

害に係るものに限る。)		する障害に係る障害補償年金にあつては 0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては 0.82)
	(2) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては 0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては 0.82)
	(3) 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2

		級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.92)
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

附則第5条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

附則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年10月1日から適用する。

##### （経過措置）

- 2 新条例附則第5条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に、この条例による改正前の奈良市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）附則第5条の規定により新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、新条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。

##### （提案理由）

被用者年金制度の一元化に伴い、公務災害補償制度による給付と他の法律による給付との調整に係る規定の整備を行おうとするものである。

## 奈良市公民館条例の一部改正について

奈良市公民館条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市公民館条例の一部を改正する条例

奈良市公民館条例（昭和39年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表奈良市立伏見公民館の項中「奈良市青野町191番地の1」を「奈良市青野町二丁目13番4号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月12日から施行する。

（提案理由）

町の区域等の変更及び住居表示の実施に伴い、伏見公民館の場所の表示を変更しようとするものである。

## 和解及び損害賠償の額の決定について

調停の申立人（以下「申立人」という。）は、平成18年12月12日に奈良市立月ヶ瀬診療所を受診した際に行われた胃生体検査において腺がんとの結果が出されていたにもかかわらず、同診療所の医師がこの検査結果を見逃し、申立人に告知せず、また必要な治療をなさなかったとして、本市及び同医師（以下「奈良市等」という。）に対し、治療費等、休業損害、入院慰謝料及び後遺障害慰謝料について、連帯して賠償することを求める調停を平成26年7月7日に申し立てた。

本件については、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定するものとする。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

### 和解の要旨

- 1 奈良市等は、申立人に対し、本件損害賠償債務として、連帯して265万9,279円の支払義務があることを認める。
- 2 奈良市等は、前項の金員の支払いについて、本市が金132万9,640円を、同医師が132万9,639円を、平成28年2月29日限り、申立人の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うことを確認する。
- 3 申立人は、その余の請求を放棄する。
- 4 申立人及び奈良市等は、本件に関して、申立人と奈良市等との間には、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 調停費用は、各自の負担とする。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市七条一丁目2番1号

奈良市七条コミュニティスポーツ会館

### 2 指定管理者の所在地及び名称



七条地区自治連合会

会長



### 3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市七条コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 奈良市七条コミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市南紀寺町五丁目54番地の1

奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館

2 指定管理者の所在地及び名称

南紀寺町五丁目第一自治会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (2) 奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市朱雀二丁目12番地

奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館

2 指定管理者の所在地及び名称

平城ニュータウンスポーツ協会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (2) 奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市古市町265番地の1

奈良市東市コミュニティスポーツ会館

### 2 指定管理者の所在地及び名称



東市地区自治連合会

会長 

### 3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市東市コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 奈良市東市コミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市神功三丁目6番地

奈良市高の原コミュニティスポーツ会館

2 指定管理者の所在地及び名称

平城ニュータウンスポーツ協会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市高の原コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (2) 奈良市高の原コミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市横田町203番地の1

奈良市田原コミュニティスポーツ広場

### 2 指定管理者の所在地及び名称



田原地区自治連合会

会長



### 3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市田原コミュニティスポーツ広場の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 奈良市田原コミュニティスポーツ広場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬石打505番地の1

奈良市石打コミュニティスポーツプール

2 指定管理者の所在地及び名称

石打自治会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市石打コミュニティスポーツプールの使用承認及び使用制限に関する事。
- (2) 奈良市石打コミュニティスポーツプールの施設及び設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市元興寺町44番地

奈良市ならまち格子の家

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

ならまち格子の家指定管理者コンソーシアム

代表者 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 津山 恭之

### 3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市ならまち格子の家条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市ならまち格子の家の利用制限に関する事。
- (3) 奈良市ならまち格子の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市高樋町640番地の1

南部公民館精華分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

■■■■■■■■■■

高樋町自治会

会長

■■■■■■■■

### 3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 南部公民館精華分館の事業の実施に関する事。
- (2) 南部公民館精華分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 南部公民館精華分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市東九条町318番地

南部公民館東九条分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市東九条町318番地

東九条町自治会

会長 ■■■■

### 3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 南部公民館東九条分館の事業の実施に関する事。
- (2) 南部公民館東九条分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 南部公民館東九条分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市北永井町508番地の2  
南部公民館明治分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市北永井町508番地の2  
明治地区自治連合会  
会長 ■■■■■■

3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 南部公民館明治分館の事業の実施に関する事。
- (2) 南部公民館明治分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 南部公民館明治分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。





## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市水間町989番地の1

田原公民館水間分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

■■■■■■■■■■

水間町自治会

会長

■■■■■■■■

### 3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 田原公民館水間分館の事業の実施に関する事。
- (2) 田原公民館水間分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 田原公民館水間分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。





## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市興ヶ原町349番地の1

柳生公民館興ヶ原分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

■■■■■■■■■■

興ヶ原町自治会

会長

■■■■■■■■

### 3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館興ヶ原分館の事業の実施に関する事。
- (2) 柳生公民館興ヶ原分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 柳生公民館興ヶ原分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。





## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市北野山町724番地

柳生公民館北野山分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称



北野山町自治会

会長



### 3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館北野山分館の事業の実施に関する事。
- (2) 柳生公民館北野山分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 柳生公民館北野山分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。





## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市下狭川町3109番地の2

興東公民館狭川分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称



狭川地区自治連合会

会長 

### 3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 興東公民館狭川分館の事業の実施に関すること。
- (2) 興東公民館狭川分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 興東公民館狭川分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市西木辻町200番地の67

春日公民館西木辻分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称



八軒町自治会

会長 

### 3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 春日公民館西木辻分館の事業の実施に関する事。
- (2) 春日公民館西木辻分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 春日公民館西木辻分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市大安寺四丁目4番34号

春日公民館大安寺分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市大安寺四丁目4番34号

大安寺地区自治連合会

会長 ■■■■■■

3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 春日公民館大安寺分館の事業の実施に関する事。
- (2) 春日公民館大安寺分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 春日公民館大安寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市二名一丁目2400番地の4  
二名公民館二名分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二名一丁目2400番地の4  
二名地区自治協議会  
会長 ■■■■■■

### 3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 二名公民館二名分館の事業の実施に関する事。
- (2) 二名公民館二名分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 二名公民館二名分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。





## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市あやめ池南一丁目7番62号

伏見公民館あやめ池分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市あやめ池南一丁目7番62号

あやめ池地区自治連合会

会長 ■■■■■■

### 3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 伏見公民館あやめ池分館の事業の実施に関する事。
- (2) 伏見公民館あやめ池分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 伏見公民館あやめ池分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市白毫寺町58番地の2

飛鳥公民館白毫寺分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

■■■■■■■■■■

白毫寺町連合自治会

会長 ■■■■■■

### 3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 飛鳥公民館白毫寺分館の事業の実施に関する事。
- (2) 飛鳥公民館白毫寺分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 飛鳥公民館白毫寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市佐紀町3089番地

都跡公民館佐紀分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市佐紀町3089番地

佐紀中町自治会

会長



### 3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 都跡公民館佐紀分館の事業の実施に関する事。
- (2) 都跡公民館佐紀分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 都跡公民館佐紀分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。